

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年7月26日
【会社名】	株式会社ツムラ
【英訳名】	TSUMURA & CO.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 加藤 照和
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂二丁目17番11号
【電話番号】	(03) 6361-7121
【事務連絡者氏名】	経理部長 新宮 一郎
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂二丁目17番11号
【電話番号】	(03) 6361-7121
【事務連絡者氏名】	経理部長 新宮 一郎
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 152,038,300円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	50,900株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 単元株式数は100株であります。

(注) 1. 募集の目的及び理由

本募集は、取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く。）及び当社と委任契約を締結している執行役員（以下「取締役等」という。）の報酬と会社業績及び当社の株式価値との連動性をより明確にし、当社の中長期経営計画に基づく中長期的な業績の向上による持続的成長と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、2016年6月29日開催の第80回定時株主総会、及び2017年6月29日開催の第81回定時株主総会において監査等委員会設置会社への移行に伴い手続き上決議された業績連動型株式報酬（以下「本制度」という。）を踏まえ、2019年7月26日開催の取締役会決議に基づき行われるものです。なお、本有価証券届出書の対象となる当社普通株式は、2018年3月期に係る業績連動型株式報酬として、割当予定先である取締役等に対して付与された金銭報酬債権を出資財産として現物出資させることにより、自己株式の処分により交付されるものです。

<本制度の内容>

(1) 本制度の概要

本制度は、取締役等向けの自社株式によるインセンティブ・プランであり、当社の取締役等に対して、役割・職務・職位に基づき、会社業績指標の達成度に応じて当社普通株式を交付する業績連動型の株式報酬制度であります。取締役等への当社普通株式の交付は、下記(3)記載の対象期間終了後に行います。

(2) 本制度における報酬額の上限

当金銭報酬債権の金額については、当該金銭報酬債権の合計額を3億円以内とし、当社普通株式を引き受ける取締役等に特に有利とならない範囲内で取締役会において決定します。

(3) 本制度の対象期間

本制度の対象期間は3事業年度とし、中期経営計画における2017年3月31日で終了する事業年度から2019年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度とします。

(4) 本制度に基づき取締役等に対して交付される当社株式数

当社が取締役等に交付する普通株式の総数は、対象期間において6万株以内とします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合、株式の分割、株式無償割当て等によって増減した場合は、当該上限及び取締役等に対する交付株式数は、その比率に応じて合理的に調整します。

(5) 本制度の株式交付要件

本制度においては、対象期間が終了し、以下の株式交付要件を満たした場合に、取締役等に対して当社普通株式を交付します。

- ・対象期間中に取締役等として在任したこと

- ・一定の非違行為がなかったこと

- ・その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

(1) 対象期間中に取締役等が退任する場合には、退任時までの在任年数に応じて按分した数の当社普通株式を交付します。

(2) 対象期間中に新たに就任した取締役等についても、在任年数に応じて按分した数の当社普通株式を交付します。

(3) 取締役等が対象期間中に死亡による退任の場合は、数値目標達成率にかかわらず、在任年数に応じて按分した基準交付株式数に、退任時点の当社普通株式の時価を乗じて得られた額の金銭を当該取締役等の承継者に交付します。

2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式の処分により行われるものであり（以下「本自己株式処分」といいます。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込みまたは買付けの申込みの勧誘となります。

3. 振替機関の名称及び住所

本有価証券届出書の対象となる当社普通株式については、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用があります。振替機関の名称及び住所は以下のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	50,900株	152,038,300	-
一般募集	-	-	-
計(総発行株式数)	50,900株	152,038,300	-

(注)1.「第1 募集要項 1 新規発行株式 (注)1.募集の目的及び理由」に記載の、業績連動型株式報酬として取締役等に割り当てる方法によります。

2.発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式の処分により行われるため、払込金額は資本組入れされません。

3.現物出資の目的とする財産は、取締役等に対して、2019年3月期にかかる業績連動型株式報酬として当社から付与された内容は以下の通りです。

	割当株数	払込金額(円)
当社の取締役(監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く。)2名	16,600株	49,584,200
当社の取締役(監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く。)(退任者)2名	10,200株	30,467,400
当社と委任契約を締結している執行役員7名	21,500株	64,220,500
当社と委任契約を締結している執行役員(退任者)2名	2,600株	7,766,200

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
2,987	-	1株	(自)2019年8月9日 (至)2019年8月19日	-	2019年8月20日

(注)1.「第1 募集要項 1 新規発行株式 (注)1.募集の目的及び理由」に記載の、業績連動型株式報酬として取締役等に割り当てる方法によるものとし、一般募集は行いません。

2.発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であり、恣意性を排除した価格とするため、2019年7月25日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所市場第1部における、当社普通株式の終値である2,987円としています。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式の処分により行われるため、払込金額は資本組入れされません。

3.また、本自己株式処分は、取締役等に対して、業績連動型株式報酬として付与された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資により行われるため、金銭による払込みはありません。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ツムラ	東京都港区赤坂二丁目17番11号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
-	-

(注) 株式報酬として付与された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資の方法によるため、該当事項はありません。

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取り概算額(円)
-	2,000,000	-

- (注) 1. 金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはありません。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成費用等であります。

(2)【手取金の使途】

本自己株式処分は、本制度に基づき、当初の事業年度(2017年3月31日で終了する事業年度から2019年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度)にかかる業績連動型株式報酬として付与された金銭報酬債権を出資財産とする自己株式の処分として行われるものであり、金銭による払込みはありません。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

(1) 当社の取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く。）

氏名	当社の取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く。）2名（注）
住所	-（注）
職業の内容	当社の取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く。）

(2) 当社の取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く。）（退任者）

氏名	当社の取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く。）（退任者）2名（注）
住所	-（注）
職業の内容	当社の取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く。）（退任者）（現在も職員である。）

(3) 当社と委任契約を締結している執行役員

氏名	当社と委任契約を締結している執行役員7名（注）
住所	-（注）
職業の内容	当社と委任契約を締結している執行役員

(4) 当社と委任契約を締結している執行役員（退任者）

氏名	当社と委任契約を締結している執行役員（退任者）2名（注）
住所	-（注）
職業の内容	当社と委任契約を締結している執行役員（退任者）（1名職員であり、1名退職者）

（注）本自己株式処分は、業績連動型株式報酬制度に基づき、当社の取締役等を対象として第三者割当の方法により行われるものであるため、個別の氏名及び住所の記載は省略しております。

b. 提出者と割当予定先との間の関係

(1) 当社の取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く。）

出資関係（注1）	当社の取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く。）2名（注2）は、当社普通株式を合計25,600株保有しております。
人事関係	当社の取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く。）
資金関係	当該事項はありません。
技術又は取引関係	当該事項はありません。

(2) 当社の取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く。）（退任者）

出資関係（注1）	当社の取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く。）（退任者）2名（注2）は、当社普通株式を合計43,100株保有しております。
人事関係	当社の職員
資金関係	当該事項はありません。
技術又は取引関係	当該事項はありません。

(3) 当社と委任契約を締結している執行役員

出資関係（注1）	当社と委任契約を締結している執行役員7名（注2）は、当社普通株式を合計30,900株保有しております。
人事関係	当社と委任契約を締結している執行役員
資金関係	当該事項はありません。
技術又は取引関係	当該事項はありません。

(4) 当社と委任契約を締結している執行役員(退任者)

出資関係(注1)	当社と委任契約を締結している執行役員(退任者)2名(注2)は、当社普通株式を合計17,000株保有しております。
人事関係	1名は当社職員であり、1名は該当ありません。
資金関係	当該事項はありません。
技術又は取引関係	当該事項はありません。

(注1) 出資関係については、2019年3月31日時点の株主名簿記載の情報を基準にしております。

(注2) 本自己株式処分は、業績連動型株式報酬制度に基づき、当社の取締役等を対象として第三者割当の方法により行われるものであるため、個別の氏名及び住所の記載は省略しております。

c. 割当予定先の選定理由

本自己株式処分は、業績連動型株式報酬として当社の取締役等の報酬と会社業績及び当社の株式価値との連動性をより明確にし、当社の中期経営計画に基づく中長期的な業績の向上による持続的成長と企業価値の増大への貢献意識を高めることにつながると考え、割当先を選定しました。

d. 割り当てようとする株式の数

- (1) 当社の取締役(監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く。)2名 16,600株
- (2) 当社の取締役(監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く。)(退任者)2名 10,200株
- (3) 当社と委任契約を締結している執行役員7名 21,500株
- (4) 当社と委任契約を締結している執行役員(退任者)2名 2,600株

e. 株券等の保有方針

本株式の保有方針について当社としては確認しておりません。

f. 払込みに要する資金等の状況

本自己株式処分は、取締役等に対して、業績連動型株式報酬として付与された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資により行われるため、金銭による払込みはありません。

g. 割当予定先の実態

当社は、退職者である付与対象者1名に対し、反社会的勢力との一切の取引等のかかわりの有無について確認を行っており、反社会的勢力とは何ら関係がないものと判断しております。また、反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

当社「取締役等株式報酬規則」において、「株式を交付された対象者は、当社の取締役等を退任等により当社の役員でなくなった後1年以内は、「内部者取引管理規則」に基づき取得した対象となる株式を第三者に譲渡または担保に供してはならない。ただし、やむを得ない事情があると当社が取締役会にて事前に承認した場合を除く」と規定しております。

3【発行条件に関する事項】

a. 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

本自己株式処分における処分価額については、恣意性を排除した価格とするため2019年7月25日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所市場第1部における、当社の普通株式の終値である2,987円としています。これは、取締役会決議日直前の市場価格であり、合理的と考えます。

なお、この価格は、東京証券取引所市場第1部における当社の普通株式の1か月（2019年6月26日から2019年7月25日まで）終値単純平均値である3,034円（円未満切捨て。終値単純平均値において、以下同じ。）からのかい離率1.55%（小数点以下第3位四捨五入。かい離率の計算において、以下同じ。）、3か月（2019年4月26日から2019年7月25日まで）終値単純平均値である3,080円からのかい離率3.02%、及び6か月（2019年1月28日から2019年7月25日まで）終値単純平均値である3,233円からのかい離率7.61%となっておりますので、特に有利な価額には該当しないものと考えております。なお、上記処分価額については、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠するものであり、また、上記処分価額については、監査等委員会（監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名））が、特に有利な処分価額には該当せず、適法である旨の意見を表明しております。

b. 発行数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

本自己株式処分に係る株式数は、50,900株であり、これは2019年3月末時点の当社の発行済株式総数76,758,362株に対して0.06%の割合に相当し、一定の希薄化をもたらすこととなります。しかしながら、本自己株式処分は、業績連動型株式報酬として当社の取締役等の報酬と会社業績及び当社の株式価値との連動性をより明確にし、当社の中期経営計画に基づく中長期的な業績の向上による持続的成長と企業価値の増大への貢献意識を高めることにつながると考えており、処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的な水準であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

2019年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の所有 株式数(千 株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
BANK OF CHINA (HONG KONG) LIMITED - PING AN LIFE INSURANCE COMPANY OF CHINA, LIMITED (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	14/F, BANK OF CHINA TOWER, 1 GARDEN ROAD, CENTRAL, HONG KONG (東京都新宿区新宿6-27-30)	7,675	10.04	7,675	10.04
日本マスタートラスト信託銀行(株)信託口	東京都港区浜松町2-11-3	5,614	7.35	5,614	7.34
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)信託口	東京都中央区晴海1-8-11	4,904	6.42	4,904	6.41
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)信託口9	東京都中央区晴海1-8-11	2,784	3.64	2,784	3.64
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051 (常任代理人 (株)みずほ銀行決済営業部)	240 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10286, U. S. A. (東京都港区港南2-15-1 品川インターシティA棟)	2,230	2.92	2,230	2.92
(株)三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	2,197	2.88	2,197	2.87
THE BANK OF NEW YORK MELLON (INTERNATIONAL) LIMITED 131800 (常任代理人 (株)みずほ銀行決済営業部)	2-4, RUE EUGENE RUPPERT, L - 2453 LUXEMBOURG, GRAND DUCHY OF LUXEMBOURG (東京都港区港南2-15-1 品川インターシティA棟)	2,067	2.71	2,067	2.70
ツムラグループ従業員持株会	東京都港区赤坂2-17-11	1,790	2.34	1,790	2.34
JP MORGAN CHASE BANK 385632 (常任代理人 (株)みずほ銀行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2-15-1 品川インターシティA棟)	1,737	2.27	1,737	2.27
BRIGHT RIDE LIMITED (常任代理人 OASIS INVESTMENT(株))	18F EDINBURGH TOWER THE LANDMARK 15QUEEN'S ROAD CENTRAL HONG KONG (千代田区丸の内3-3-1 新東京ビル5F)	1,692	2.21	1,692	2.21
合計	-	32,693	42.78	32,693	42.75

(注) 1 所有株式数は、2019年3月31日時点の株主名簿をもとに作成しております。

2 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点第3位を四捨五入しております。

3 資本業務提携先である中国平安保険(集団)股份有限公司より、第三者割当により中国平安人寿保险股份有限公司が所有する株式7,675,900株について、BANK OF CHINA (HONG KONG) LIMITED - PING AN LIFE INSURANCE COMPANY OF CHINA, LIMITEDに管理委託した旨及びその議決権行使の指図権は中国平安人寿保险股份有限公司が留保している旨の報告を受けております。

4 (株)三菱UFJフィナンシャル・グループより2018年4月16日付で公衆の縦覧に供されている大量保有に関する変更報告書によれば、報告義務発生日である2018年4月9日現在で、5,257千株を所有している旨が記載されております。

なお、(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ及びその共同保有者である(株)三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行(株)、三菱UFJ国際投信(株)の2019年3月31日現在での実質所有株式数については、当社として確認ができませんので上記大株主の状況には考慮しておりません。

大量保有に関する変更報告書の内容は、以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
(株)三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	2,197	2.86
三菱UFJ信託銀行(株)	東京都千代田区丸の内1-4-5	2,776	3.62
三菱UFJ国際投信(株)	東京都千代田区有楽町1-12-1	283	0.37
合計	-	5,257	6.85

5 損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント(株)より2018年11月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有に関する変更報告書によれば、報告義務発生日である2018年10月31日現在で、4,044千株を所有している旨が記載されております。

なお、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント(株)の2019年3月31日現在での実質所有株式数については、当社として確認ができませんので上記大株主の状況には考慮しておりません。

大量保有に関する変更報告書の内容は、以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント(株)	東京都中央区日本橋2-2-16	4,044	5.27
合計	-	4,044	5.27

- 6 JPモルガン証券(株)より2018年11月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有に関する変更報告書によれば、報告義務発生日である2018年11月15日現在で、4,232千株を所有している旨が記載されております。なお、JPモルガン証券(株)及びその共同保有者であるJPモルガン・アセット・マネジメント(株)、J.P. Morgan Investment Management Inc.、JF Asset Management Limited、J.P. Morgan Securities LLC、JF International Management Inc.の2019年3月31日現在での実質所有株式数については、当社として確認ができませんので上記大株主の状況には考慮しておりません。大量保有に関する変更報告書の内容は、以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
JPモルガン・アセット・マネジメント(株)	東京都千代田区丸の内2-7-3 東京ビルディング	2,947	3.84
J.P. Morgan Investment Management Inc.	アメリカ合衆国10017ニューヨーク州 ニューヨーク パーク・アベニュー270	294	0.38
JF Asset Management Limited	香港、セントラル、コーノート・ロード 8、チャーター・ハウス21階	755	0.98
J.P. Morgan Securities LLC	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 10179 ニューヨーク市 マディソン・ アベニュー383番地	107	0.14
JF International Management Inc.	香港、セントラル、コーノート・ロード 8、チャーター・ハウス	128	0.17
合計	-	4,232	5.51

- 7 インベスコ・アセット・マネジメント(株)より2019年2月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有に関する変更報告書によれば、報告義務発生日である2019年2月15日現在で、7,224千株を所有している旨が記載されております。なお、インベスコ・アセット・マネジメント(株)及びその共同保有者であるInvesco Hong Kong Limitedの2019年3月31日現在での実質所有株式数については、当社として確認ができませんので上記大株主の状況には考慮しておりません。大量保有に関する変更報告書の内容は、以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
インベスコ・アセット・マネジメント(株)	東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワー14階	6,997	9.12
Invesco Hong Kong Limited	41/F, Champion Tower, 3 Garden Road, Central, Hong Kong	227	0.30
合計	-	7,224	9.41

- 8 上記(大株主の状況)の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行(株)信託口	5,614千株
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)信託口	4,904千株
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)信託口9	2,784千株

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、いかに掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第83期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）2019年6月27日関東財務局長に提出

2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2019年7月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年7月2日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2019年7月26日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2019年7月26日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社ツムラ

（東京都港区赤坂二丁目17番11号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。